【食べて応援！２０２０坂出市プレミアム付飲食券】

取扱店募集要項

新型コロナウイルス感染症に伴う外食機会の減少により，坂出市の飲食産業が大きな影響を受けていることから，市民等の皆様が市内の飲食店で飲食（応援）するきっかけづくりとして，プレミアム付飲食券を販売し，本市のにぎわい創出及び消費の拡大を図ることを目的に実施します。

つきましては，多くの市内事業所の皆様に取扱店としてご参加いただきますよう，下記のとおり募集いたします。

１．事業概要

発行主体	坂出市
発 行 者	坂出商工会議所
発行総額	１億円
発 行 数	１万冊
額　　面	１冊あたり，１０，０００円（５００円券×２０枚綴り） （販売価格：５，０００円）
プレミアム率	１００％
購入対象者	坂出市内在住者，坂出市内在勤者
販売方法	坂出商工会議所 HP，FAX，郵便ハガキ等
購入限度	１人１冊
販売期間	令和２年９月５日（土）～令和２年９月 18 日（金） ただし，販売期間は発行数に達した時点で終了とする。 また，発行数に達しない場合は，２次販売の予定。
利用期間	令和２年９月５日（土）～令和２年１２月３１日（木） ※利用期間を過ぎた飲食券は，無効とする。
利用区域	坂出市内
販売（引換）場所	坂出市内
参加店負担	なし。 ただし，店内における事務処理等に係る経費は，各自負担となります。

２．飲食券の取扱い

飲食券が利用できる商品等	飲食券は，取扱店の飲食の提供の取引においてのみ使用が可能です。（ただし店内で調理し，持ち帰りが可能な商品の提供の取引には使用可能）
飲食券の利用対象外のもの	次のものは，飲食券の使用対象にはなりません。 ・出資や債務の支払い ・商品券等の有価証券，ビール券，プリペイドカード等の換金性が高いものの購入 ・たばこ事業法（昭和５９年８月１０日法律第６８号）第２条第１項第３号に規定する製造たばこの購入 ・現金（電子マネー含む）との換金，金融機関への預け入れ ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業に係る支払い ・飲食券の交換や売買 ・その他，坂出市長が特に指定するもの
釣　　銭	飲食券の額面に満たない利用の場合は，釣銭は支払わないでください。不足分については現金等で受け取ってください。
取扱店表示	取扱店表示ポスター等を，見やすい位置に必ず掲示してください。 ※ポスターは２枚を無料で提供します。
取扱い上の注意	・使用期間を過ぎた飲食券は受け取らないでください。 ・飲食券の盗難，紛失，滅失または偽造，模造に対して，発行者は責を負いません。 **※今回発行の飲食券を取扱店関係者が購入し，消費に利用せず換金することは禁止いたします。このような事実が発覚した場合には，店舗名を公表し，登録の取消，換金の拒否その他の処分をおこなう場合があります。**

３．取扱店への参加資格

①坂出市内に所在し，飲食スペースを持つ固定施設による店舗がある者。（ホテル，旅館等で飲食サービスを提供する事業者も含む）

②食品衛生法第 52 条の規定による「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受けている飲食店であること。

③業界団体が示すガイドライン等に基づき，新型コロナウイルス感染症への適切な対策を講じていること。

④香川県暴力団排除推進条例（平成２３年香川県条例第４号）第２条第１項第１号及び第２号に該当しないこと。

⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める次の店舗・施設でないこと

○同法第２条第１項第４・５号に該当するもの（パチンコ店，マージャン店，ゲームセンターなど）

○性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行うもの。

⑥宗教法人法に規定する宗教法人でないこと。

⑦政治資金規正法に規定する政治団体でないこと。

※上記の条件を満たした事業所であっても，次に列挙する店舗は本事業の対象からは除きます。

○社員食堂や学生食堂など利用者が限定される店舗
○コンビニエンスストア
○ショッピングセンター及びスーパーマーケットの直営の店舗

【対象となる飲食店舗】
一般食堂，レストラン，喫茶店，酒場など
飲食サービスを提供するホテル，旅館での日帰り食事

４．取扱店の責務等
次に掲げる事項を遵守してください。
①取扱店であることが明確になるよう，配布する取扱店表示ポスター等を利用者の見やすい場所に掲示すること。
②利用者が使用する飲食券について，色合いや紙質が違うなど，明らかに偽造された飲食券であると判別できる場合は，飲食券の受取りを拒否するとともに，その事実を速やかに問合せ先へ連絡すること
③飲食券の売買及び再利用は禁止
④坂出市及び坂出商工会議所が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。
⑤今回発行の飲食券を取扱店関係者が購入し，消費に利用せず換金することは禁止いたします。そのような事実が発覚した場合には，店舗名を公表し，登録の取消，換金の拒否，今後の同事業への参加を禁止する場合があります。

５．取扱店の申込方法等
参加申し込みは次のとおりです。

申込期間	第１次受付期間　令和２年７月２９日（水）～令和２年８月４日（火） 取扱店は随時募集します。８月４日（火）までに申し込まれた場合は，８月１６日（日）に新聞折込予定の「購入案内チラシ」の取扱店一覧表に掲載させていただきます。	
申込方法	持参	〒762-8508　坂出市久米町１－１４－１４ 坂出商工会議所
	FAX	０８７７－４５－６１６５
必要書類	・「食べて応援！！２０２０坂出市プレミアム付飲食券」取扱店登録申請書兼誓約書 ・飲食店営業許可証の写しもしくは喫茶店営業許可証の写し	

チェーン店・系列店などの市内に複数店舗を持つ事業者については，事業者単位ではなく，各店舗単位でお申し込みください。

６．取扱店の承認取消等
本募集要項に違反する行為が認められたり，お申込み内容に虚偽・不備等があったりした場合は，換金拒否や取扱店の承認を取り消すことがあります。また，これにより損害金の発生が生じた場合は，当該事業者等に対して賠償請求をする場合があります。

７．使用済飲食券の換金について

換金手続きについては，次のとおりです。

手続期間	令和２年９月 10 日（木）～令和３年１月２５日（月）
手続時間	９：００～１２：００　１３：００～１７：００
手続場所	坂出商工会議所
振込日	換金依頼書の提出を受けて，指定日（１０日，２５日の月２回：土日祝･年末年始の場合は翌営業日）ごとに，取扱店の指定口座に振り込みます。
※令和３年１月２５日（月）までに手続されなかった飲食券は，換金できません。	

・坂出商工会議所指定の換金依頼書に，必要事項を記入し，飲食券とともに持参してください。

８．その他留意事項

①本募集要項に記載されていない事項については，協議の上，決定します。

②お申込み時にご記入いただいた取扱店情報については，本事業においてのみ使用し，それ以外の用途において使用することはありません。なお，取扱店情報の一部（店舗名称，所在地，電話番号，業種等）について，専用ホームページや飲食券利用可能店舗周知チラシなどの広報に使用する場合があります。

③取扱店が独自で本事業に関する広報を行う際に，飲食券デザインの使用を希望される場合は，事前に坂出商工会議所の承認が必要となります。詳細についてはお問い合わせください。

【問合せ先】
坂出商工会議所
〒762-8508　坂出市久米町１－１４－１４
電話：０８７７－４６－２７０１
FAX：０８７７－４５－６１６５
URL:https://www.sakaide.or.jp
E-mail　info@sakaide.or.jp
営業時間　８：３０～１７：１５